みずほの 緑の郷 地区の まちづくり

地区計画の手引き

宇都宮市

目 次

1.	はじめに	地区記	†画制度と	は・・	• •	• •	• •	•	1
2.	地区計画	の内容・・	• • • •	• • •	• •	• •	• •	•	2
3.	地区計画	の内容の制	駆旨と解説	• • •	• •	• •	• •	•	3
4.	新築や増殖	改築の際の)手続き・	• • •	• •	• •	• •	•	20
5.	みずほの	緑の郷	地区計画((計画書	•	• • • •	• • •	• •	24
×	・ みずほ	の 緑の郷	36 地区計	·画(計	画図)			26

1. はじめに――地区計画制度とは

みずほの 緑の郷 地区は、JR 宇都宮駅より南東方向へ約 5.5Km の市街化調整区域内に位置し、周辺には幼稚園、小学校、中学校、高等学校とインターパーク宇都宮南の大規模ショッピングモール、更に北関東自動車道の上三川 IC, 新 4 号国道があり、文教・商業・交通に恵まれた地域です。

このような恵まれた教育環境と交通利便性と生活利便性を活かしながら、快適で良好な居住環境を有する緑豊かな住宅地の形成を目指し、将来においても維持・保全・継承がされるよう「みずほの 緑の郷 地区計画」というルールを定めました。

【地区計画とは】

地区計画は、特定の地区内において、良好な市街地環境の形成・保持のため、施設整備・建築物の整備・土地利用に関する一体的かつ総合的な計画で、地区にふさわしいきめ細かいルールを定めるものです。

「地区計画」が都市計画として決定されますと、その地域で建築などを行うときには、地区計画の内容を守ることが必要になります。(建築などを行う前に、市へ届出をしていただきます。)

地区計画の内容に合わない場合には、設計の変更をお願いすることになります。

2. 地区計画の内容

みずほの 緑の郷 地区は、地区内を「専用住宅地区」、「住宅地区 I」、「住宅地区 I」、「併用住宅地区」の4つの地区に分けて、それぞれの地区にふさわしいまちづく りを進めていくことになりました。

地区名	地区の概要
専用住宅地区	低層の一戸建て住宅地区です。
住宅地区I	幼稚園(保育園)・高齢者施設等の立地を認めつつ、住環境 に配慮したまちづくりを進める地区です。
住宅地区Ⅱ	幼稚園(保育園)・高齢者施設等の立地を認めつつ、商業機能の集積を図る地区です。
併用住宅地区	日常生活に必要な店舗などの立地を認めつつ、住環境に配慮したまちづくりを進める地区です。

みずほの 緑の郷 地区で定められた建築物等に関する主な制限は、次のとおりです。

なお、地区計画についての詳しい内容については、3~19ページをご覧下さい。

項目	内容
建築物等の用途	それぞれの地区にふさわしい用途とします。 (3~7 ページ参照)
建築物の敷地面積の最低 限度	200㎡ (但し、造成工事完了公告時に上記以下であるものを除く。)
壁面の位置	原則として、建築物の外壁等から道路境界線までの距離は1.5 m 及び隣地境界線までの距離は1 m以上
建築物等の高さの最高限 度	最高の高さ10m以下、道路斜線制限・北側斜線制限
建築物等の形態又は意匠	極力原色を避け、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとします。
かき又はさくの構造	道路境界線に面する塀の構造は、原則として生垣とする。

- 3. 地区計画の内容と趣旨と解説
- ○建築物の用途の制限

【専用住宅地区】

一戸建て住宅を中心とした環境良好な住宅地を形成するために,次の用途 に利用するものだけが建築できるものとします。

- 1 一戸建ての住宅
- 2 し尿処理施設
- 3 ガス施設
- 4 前各号の建築物に付属するもの(例:物置など)ただし,15 ㎡を超える音舎・大規模な自動車車庫などを除く。

専用住宅地区の解説

・ 専用住宅地区では、一戸建て住宅、既に位置が決まっているガス施設・し尿処理 施設以外の用途の建築物は建築できないよう制限します。

【住宅地区I】

環境良好な住宅地を形成するために、次の用途に利用するものだけが建築できるものとします。

- 1 一戸建ての住宅
- 2 幼稚園,保育所
- 3 老人ホーム,身体障害者福祉ホーム等
- 4 病院,診療所
- 5 地域集会所
- 6 巡査派出所,公衆電話所等の公益上必要な施設
- 7 前各号の建築物に付属するもの(例:物置など)ただし,15 ㎡を超える畜舎・大規模な自動車車庫などを除く。

住宅地区Iの解説

・ この地区では、専用住宅地区で建築できるもののほか、老人ホーム、幼稚園(保育園)、地域集会所、公益施設などが建築することができます。

公益上必要な施設とは、巡査派出所や公衆電話所のほか、一定規模の郵便局や老 人福祉センター、近隣に居住するものの利用に供する公園に設けられる公衆便所や 休憩所、路線バスの停留所の上屋等が該当します。

【住宅地区Ⅱ】

環境良好な住宅地を形成するために、次の用途に利用するものだけが建築できるものとします。

- 1 一戸建ての住宅
- 2 幼稚園,保育所
- 3 物品販売業店舗,サービス業店舗,飲食店
- 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等
- 5 病院,診療所
- 6 地域集会所
- 7 巡査派出所,公衆電話所等の公益上必要な施設
- 8 前各号の建築物に付属するもの(例:物置など)ただし,15 ㎡を超 える畜舎・大規模な自動車車庫などを除く。

住宅地区Ⅱの解説

・ この地区では、専用住宅地区で建築できるもののほか、物品販売業店舗,サービス業店舗,飲食店,老人ホーム,幼稚園(保育園),地域集会所,公益施設などが建築することができます。

公益上必要な施設とは、巡査派出所や公衆電話所のほか、一定規模の郵便局や 老人福祉センター、近隣に居住するものの利用に供する公園に設けられる公衆便 所や休憩所、路線バスの停留所の上屋等が該当します。

・ 物品販売業店舗(店舗面積が 1,000 平方メートルを超えるガソリンスタンドは除く。), サービス業店舗及び飲食店は, これらの用途に供する部分の延床面積の合計が 2,000 平方メートルまで建築できます。ただし、住宅地区Ⅱ全体の総床面積は、2,000 平方メートル以下とする。

【併用住宅地区】

併用住宅地区では、日常生活に必要な店舗などの立地を認めつつ、住環境に配慮したまちづくりを進めるため、次の用途に利用するものだけが建築できるものとします。なお、第3項から第9項までの併用住宅は、延床面積の2分の1以上を住居の用に供し、かつ店舗等の面積を50㎡以下のものに限られます。

- 1 一戸建ての住宅
- 2 診療所
- 3 日用品販売店舗,飲食店等
- 4 事務所
- 5 美術品, 工芸品を製作するための工房(原動機の出力 0.75Kw 以下)
- 6 理髪店、美容院、クリーニング取次店等のサービス店舗
- 7 洋服店, 畳店, 建具店, 自転車店, 家庭電気器具店等のサービス店舗(作業場の床面積50 m²以下, 原動機の出力0.75Kw以下)
- 8 学習塾, 華道教室, 囲碁教室等
- 9 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の食品製造業(作業場の床面積 50 ㎡以下、原動機の出力 0.75Kw 以下)(原動機を使用する魚肉の 練製品、糖依機を使用する製品の製造を除く。)
- 10 巡査派出所,公衆電話所等の公益上必要な施設
- 11 前各号の建築物に付属するもの(例:物置など)ただし,15 m²を 超える畜舎・大規模な自動車車庫などを除く。)

併用住宅地区の解説

・ この地区では、専用住宅地区で建築できるもののほか、日用品販売店舗・飲食料 品小売店舗・事務所等の併用住宅が建築できます。

この店舗や事務所の種類は次のとおりです。

- ・店舗は,日用品の販売を目的とした店舗とします。
- ・飲食店は、レストラン、食堂、喫茶店、日本蕎麦等
- 事務所
- ・美術品,工芸品を製作するための工房(原動機を使用する場合にあっては,その出力の合計が出力0.75Kw以下のものに限る)
- ・理髪店,美容院,クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む 店舗
- ・洋服店, 畳屋, 家庭電器具販売修理店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては, その出力の合計が出力 0.75Kw 以下のものに限る)
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- ・自家販売のために食品製造業(加工食品工業を含む。)を営むパン屋、米屋、 豆腐屋、菓子屋その他これらに類する店舗(原動機を使用する場合にあっては、 その出力の合計が出力 0.75Kw 以下のものに限る)
- ・ 診療所とは、医療法に規定されているものの他に、歯科診療所、整骨院、鍼灸治療院等が該当します。
- ※ 但し、造成工事完了公告時に上記以外であるものは除く。

○ 敷地面積の最低限度

【専用住宅地区, 住宅地区Ⅰ,Ⅱ及び併用住宅地区】

敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を

200平方メートル

とします。

趣旨

公園や道路などがきれいに整備された新しい住宅団地にふさわしいゆとりのある まちなみをつくるため、敷地面積の最低限度を制限します。

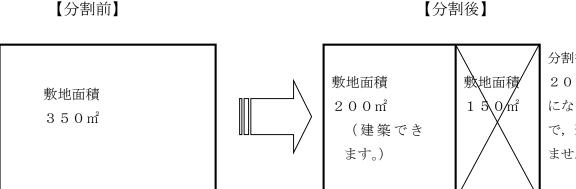
このことによって、宅地を細かく分割することによる建て詰まりを防止し、宅地内に、日照・通風・採光等を確保するための適正な空地や植樹スペースとするための空間を確保します。

解説

建築物の敷地の面積は、原則として200 m以上としなければなりません。 敷地を分割して、200 m未満になると、その敷地には建築することができなくなります。(但し、造成工事完了公告時に上記以下であるものを除く。)

【例】

現在、350 ㎡の敷地を持っている方が、分割して200 ㎡と150 ㎡の敷地にすると、150 ㎡の敷地には、建築することができなくなります。



分割後には, 200㎡未満 になりますの で,建築でき ません。

○ 建築物の容積率・建ペい率

【専用住宅地区】

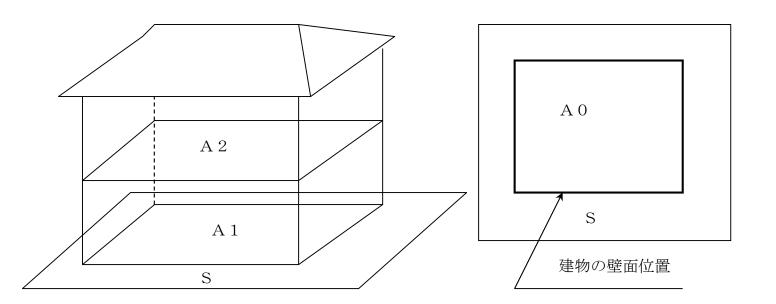
建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合(容積率) 80%

建築物の敷地面積に対する建築面積の割合(建 $^{\circ}$ $^{\circ}$

【住宅地区 I,Ⅱ及び併用住宅地区】

建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合(容積率) 150%

建築物の敷地面積に対する建築面積の割合(建ペイ率) 50%



敷地面積:S

1 階床面積: A 1

2 階床面積: A 2

延べ床面積 A = A1 + A2

容積率= (A/S) ×100%≤80%【150%】

建築面積 A0 (≒A1)

建ペイ率= (A0/S) ×100%≦50%【50%】

※【 】内は、住宅地区Ⅰ、Ⅱ及び併用住宅地区とします。

〇 壁面, 軒先の位置の制限

【壁面の位置の制限】

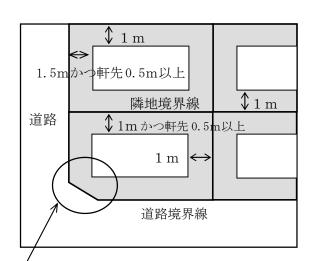
建築物の外壁や柱などは、道路境界線から原則1.5メートル、隣地境界線から、原則1メートル以上離さなければなりません。

軒先(樋含む)は、道路境界線及び隣地境界線より0.5メートル離さなければなりません。

趣旨

日照や通風の確保、また、広がりのある空間や植樹スペースを確保して、ゆとりのある緑豊かなまち並みをつくるために、建築物を道路や隣地から後退して建築していただく制限を定めております。

軒樋を含む軒先線は、日照の確保、 隣接地への雨水の漏れ防止、屋根や 外壁補修改修工事時の足場確保のため、 道路境界線及び隣接境界線より50cm 以上を後退させなければなりません。 には、建築物の外壁や柱を突 出して建築することは出来ません。



/壁面の位置、軒先の後退の制限は、道路の隅切 り部分については、緩和されます。

解 説

- ・ 市道 404 号線及び市道 406 号線は道路境界線(離れ 1.5 メートル)については、 隣地境界線(離れ 1.0 メートル)として、取り扱います。(計画図に表示してい ます。)
- ・ 歩行者専用道路(フットパス)は、隣地境界線として取り扱います。
 - 注)集中合併浄化槽・都市ガス施設は対象外とされます。
 - ※ 造成工事完了公告時に上記以下であるものは除く。

【壁面位置の制限の緩和】

次の建築物や建築物の部分については、壁面の位置の制限が緩和されます。

- 1 高さ3メートル以下の自動車車庫(平家建ての開放性のあるもので、かつ、屋根を透光性のある材質で葺いたものに限る。)
- 2 母屋に付属する小規模な物置等
- 3 出窓等の局部的に突出する部分(道路境界線側に限る。)
- 4 下屋・平家部分(道路境界線側)は,道路境界線からの離れを
 - 1.0メートル以上とすることができます。

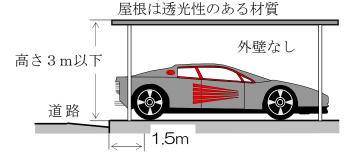
解 説

【壁面の後退が緩和される建築物等または建築物の部分】

1 自動車車庫で高さが3m以下のものは、突出して建築することができます。 この場合の自動車車庫は、平家建ての開放性のあるもの(外壁を有しないもの等) で、屋根を透光性のある材質で葺いたものにしなければなりません。

<建築できます。>

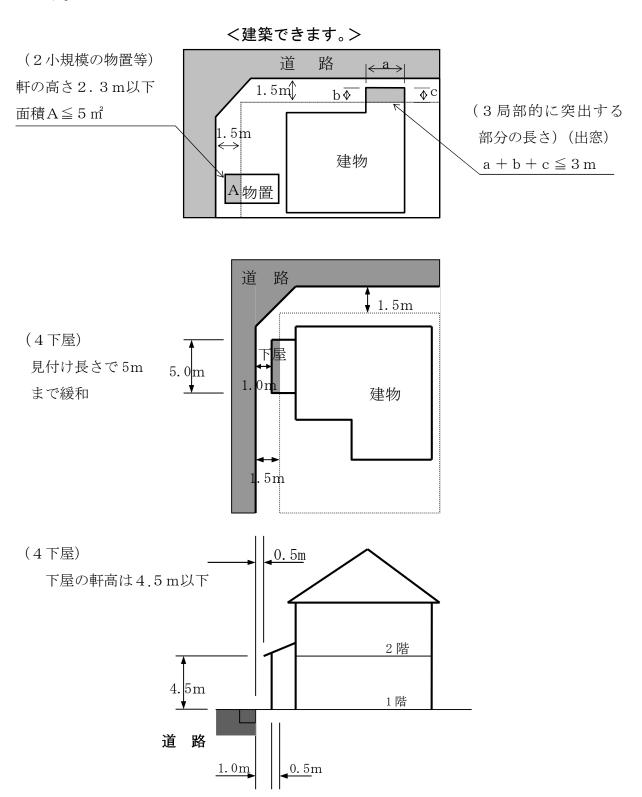
平屋建ての開放性のあるもので、





- 2 付属する物置等で、軒の高さが 2.3 m以下のものは、面積 $5 \, \text{m}^2$ までは突出して 建築することができます。
- 3 道路境界線(歩行者専用道路を除く。)から 1.5mに満たない距離にある出窓等 【窓台カウンターが床から 300mm以上の高さにある(地袋は対象外)】は、突出して いる部分の外壁や柱の中心線の長さの合計が 3mまでは緩和されます。
 - (この場合、隣地境界線側からの後退は緩和されません。)

4 道路境界線(歩行者専用道路を除く。)から1.5mに満たない距離にある下屋(平家部分)は、突出している部分の外壁や柱の見付けの長さ5mまでは緩和されます。



※ 造成工事完了公告時に上記以下であるものを除く。

〇 建築物の高さの制限

【専用住宅地区】

低層住宅を主体とした良好な居住環境を維持するため,建築物の高さは,次のような制限とします。

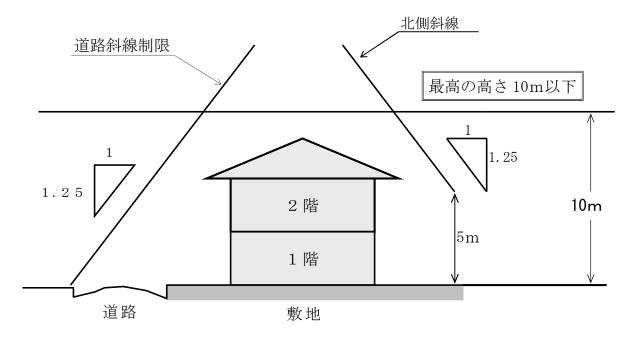
- 1 最高の高さ10メートル以下
- 2 地下を除く階数は2階以下
- 3 道路斜線制限
- 4 北側斜線

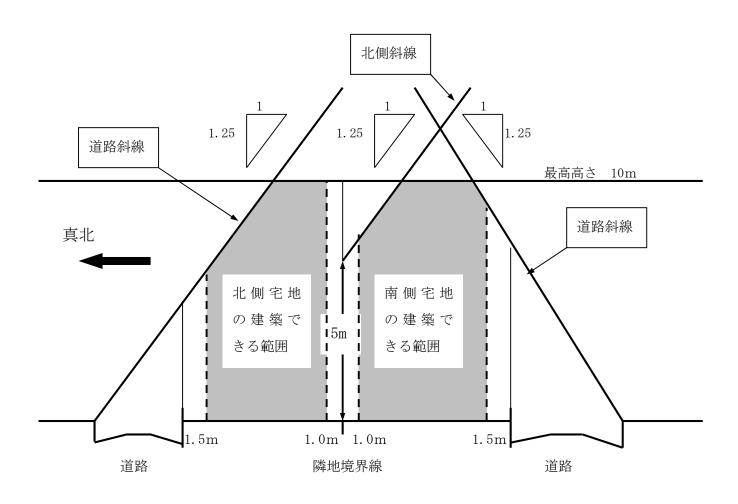
解 説

建築物の最高の高さは、10m以下とし、かつ、階数を地上2階以下としなければなりません。

また、道路からの距離に応じて、建築物の高さを制限します。

(建築物の高さ) ≦ (道路からの距離) × 1.25





- ※ 最高高さ10mの制限や道路斜線の制限には,建築面積の8分の1以内の階段室 や昇降機塔なども高さに算入されます。
- ※ 造成工事完了公告時に上記以外であるものを除く。

【住宅地区Ⅰ, Ⅱ及び併用住宅地区】

最高の高さは10メートル以下,かつ,地上3階までとし,他に道路 斜線・北側斜線制限がかかります。(専用住宅地区と同様です。)

解 説

建築物の最高の高さは、10m以下とし、かつ、階数を地上3階以下としなければなりません。尚、道路斜線・北側斜線は専用住宅地区と同様です。

O 建築物等の形態又は意匠の制限

【専用住宅地区,住宅地区Ⅰ,Ⅱ及び併用住宅地区】

壁・屋根の色彩は、できるだけ原色を避けて、住宅地にふさわしい落ち着いたものとしてください。

解 説

これから作くっていく新しい住宅団地として、皆様のご協力により、良好な居住環境や優れたまちなみを備えた魅力ある住宅団地の形成を目指します。

壁,屋根の色彩は、できるだけ原色を避け、落ち着いたものにしてください。 また、看板や車庫を設置する場合は、周辺との調和のとれたものにしてください。

O かき又はさくの構造の制限

【かき又はさくの構造の制限】

塀の構造は、原則生垣とし高さ2.0m以下としてください。

敷地の防犯上や安全上やむを得ない理由により透過性のあるフェンスなどを設置する場合は、基礎の高さは0.6m以下(住環境を保護するために、やむを得ないと認める場合は、基礎の高さ1.2m以下)とし、フェンスと組み合わせた高さを1.2m, さらに生垣を組み合わせた場合は、高さは2.0m以下にしてください。

尚,公共公益施設の塀の高さは、2.0m以下にしてください。

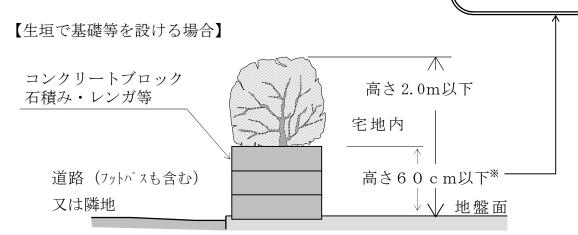
趣旨

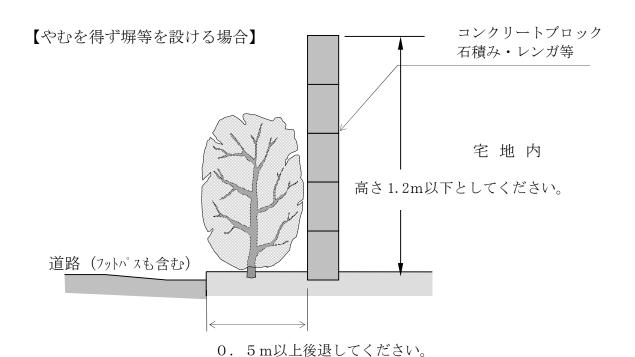
緑豊かなまち並みをつくるとともに、震災時の防災や景観を考えて、かき又はさく の構造の制限を設けております。但し、造成工事完了公告時以前に設置されているも のは除く。

解説

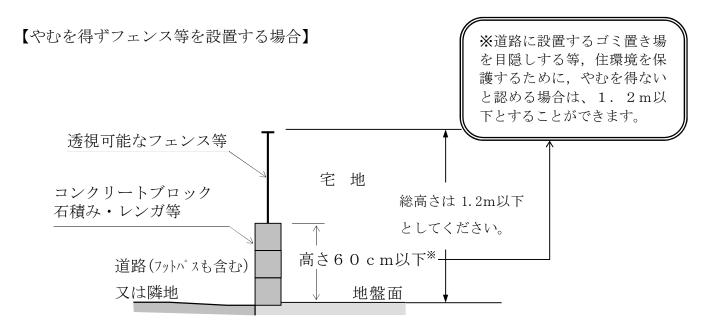
道路(フットパスも含む)に面する部分は、大谷石やブロック塀などは、制限されます。

※道路に設置するゴミ置き場を目隠しする等,住環境を保護するために,やむを得ないと認める場合は,1.2 m以下とすることができます。





やむを得ずかき・さくを生垣でない構造とする場合には、次のような構造としてください。



※ 門柱・門袖(1宅地片側3.0 mまでとし、両側で6.0 mまで)は、高さ 2.0 mまでを認めることとします。但し、道路境界より0.5 m以上の離隔を確保する。

4. 新築や増改築の際の手続き

地区計画の区域内に建築物を建築したり、宅地造成等を行う場合には、届出をしていただき、地区計画の内容に沿った建築等の計画であるかどうかを判断いたします。

届出の必要な行為

届出が必要な主な行為は,次のとおりです。

行 為	内 容 の 説 明				
(1)土地の区画形質の 変更	切土や盛土,区画などの変更をいいます。				
(2)建築物の建築 又は工作物の建設	建築物には、家屋はもちろん車庫、物置、建築物に附属する門や塀などが含まれます。 「建築」とは、新築、増改築、移転、修繕のことをいいます。 「工作物」とは、かき、さく、塀、門、広告塔、看板などをいいます。				
(3)建築物等の用途の 変更	建築物を他の用途の利用に変更することをいいます。				
(4) 建築物等の形態 又は意匠の変更	建築物等の屋根・外壁の色彩の変更や擁壁の形質の変 更,かき又はさくの構造の変更などをいいます。				
(5) 木竹の伐採	通常の管理行為(間伐,整枝等木竹の保育のための伐採, 枯損または危険な木竹の伐採,自家の生活のために必要な 伐採等)の範囲を越えて木竹を伐採する場合をいいます。				

勧 告

届出の行為が地区計画に合わない場合には、設計変更等の勧告を市長が行います し、また、建築物の新築・増改築に必要な「建築確認申請」も受けられません。



次の書類を添えて、担当課まで届け出てください。

1. 届出書類

(1) 地区計画の区域内における行為の届出書 2通(正1・副1)<u>22頁参照</u> ※用紙は宇都宮市のホームページから入手できます。

(http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/)。

(2) 設計図書

23頁の「届出書に必要な添付図書」により指定された図面を、上記の(1)届出書に添付してください。

2. 届出先

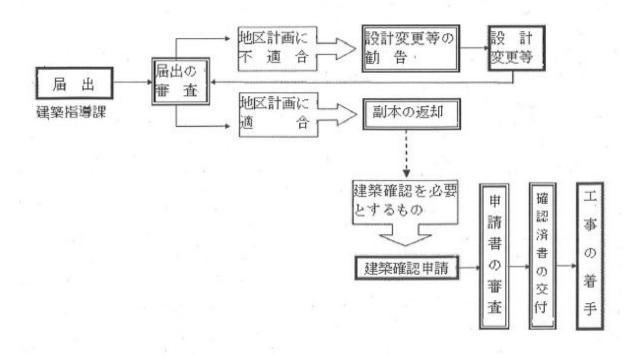
宇都宮市都市整備部建築指導課

Tel 0 2 8 - 6 3 2 - 2 5 7 6

3. 届出時期

工事(行為)着手日の30日前までに届け出てください。 なお、設計や施工方法などを変更した場合は、上記1の(1)から(2)までの 書類・図面を再度提出していただくことになります。

届出から工事着手まで



届出書の書き方

届出書は、下記の例を参考に書いてください。

別記様式	弌第十	一の二(第四十三条の九	関係)			10000 10000 10000 10000 10000	己入化	
		地区青	十画)	l			annua da and	
			1 1 1000	の区域内に	おける行為		to any my days	
宇都宮市	有	· 000000. 殿	地区 1			平)	成〇〇年(〇月 〇目
于伊西山	110	<i>下</i> 汉		届出	者 住所	宇都宮市ム。	へ町ムム番I	i#1
					氏名	宇都宮		即
to deal ma					(電話	舌番号) 〇〇()-()()-	-0000
	法第 58 彡 <u>区画形質</u>	条の2第1項の規定に基づき _{5の亦画}	ž.					
- CONTRACTOR OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAMED IN COLUMN TW	- Printerior	は工作物の建設						
THE REAL PROPERTY.	等の用途	The state of the s	て、下記に	こより届けます。				
i i		汉は意匠の変更						• .
し 木竹の作	戈採	. J		23				
1 行為(の場所	宇都宮市		記 TOO悉地				
	v.//////// の着手 ⁻							
	の完了							
T	又は施行							
		可形質の変更		区域の記	200000			m²
(2)		行為の種別(単築物の	Contract Con	作物の建設)	-	女築・増築・科	T	-1
物建の築	(12)	(i)敷地面積	曲	出部分	届出り	人外の部分	合 /	計 つへつ ²
建物	設	(i))建築又は建設面積		000 m²		000 m²		000 m²
設の建	1 41 1	(三)建衆又は建設囲債 (三)延米又は建設囲債		000 m²		000 m		000 m² 000 m²
築	概し	(m//	(m²)	(m²)	(m²)
又は		(iv)高さ 地盤面から	00 m	ı (v)用 途		Э		
エ		階数	〇 階		さくの構造	造 例: 生垣		1
作	LL-	(vii)屋根及び外壁の色彩		根:グレー		壁:ベーシ		-
1	築物等の 金の変更		面積	(ロ)変更前の	用途	(ハ)	変更後の用途	金
		<u>-</u>)形態又は意匠の変更		変更の内容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
(5) 木		***************************************		後採面積	·			m²
備考	11			KIMEIR				111
1 届出者が2	生人である	る場合においては、氏名は、そ	の法人の名	称及び代表者の氏:	名を記載する	こと。		
		(にあってはその代表者の氏名)				押印を省略するこ	ことができる。	
		と更について変更部分が二以上 <i>は</i> こめられている内容に照られて						
		Eめられている内容に照らして、 の9に規定する内容を定めた地				*ヤ戸田涂の恋頂	にへいてけ ※	*/- + Z = L
		いるに死足するF14を足のた地 建築についてはは、(2)(ロ)						=
		の変更があわせて行われるときに						pa 17. C 11
		用途の変更については、(2)(の合計欄(同欄ロ	中の () は
		を建築物の住宅の用途に供する						
6 同一の土地		こついて二以上の種類の行為を行 連	Tおうとする 	3 ときは、一の届 先		1	P世の水体4月1	-
	1140	住所	#11	<u>л</u>			世書の交付年月日	1
		1000						
		氏名				平成	年 月	Fi
		電話						

届出書に必要な添付図書

届出に必要な図書は、下記のとおりです。

行 為 の 種 別	図書	縮尺	備考
(1)土地の区画形質 の変更	区 域 図	1/1000以上	当該土地の区域並びに当 該区域及び当該区域の周 辺の公共施設を表示
	設 計 図	1/100 以上	造成計画図及び断面図
	付 近 見 取 図	1/1000以上	方位,道路及び目標とな る地物の表示
	配 置 図	1/100 以上	敷地内における建築物の 位置を表示(境界から壁 面までの距離を記入)
(2)建築物の建築又 は工作物の建設 (3)建築物等の用途	立 面 図 (2面以上) 各階平面図	1/50 以上	建築物の高さ、軒高、道 路面から地盤面までの高 さ、外壁・屋根・野外広 告物の色彩を表示
の変更	※垣, さくの設 置 平面図	1/100 以上	垣又はさくを設置する場合,配置図を基に,門,垣,塀,植栽などを記載したもの
	※垣, さくの設置 立面図	1/50 以上	垣又はさくの構造, 高さ を表示
	付近見取図	1/1000以上	
	配置図	1/100 以上	
(4)建築物等の形態	立 面 図	1/50 以上	(2)(3)の備考参照
又は意匠の変更	※垣, さくの設置 平面図	1/100 以上	
	※垣, さくの設置立 面 図	1/50 以上	

- ※1. 必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。
 - 2. 届出書の体裁は、添付図面をA4版に折り、届出書・適合通知書を表紙につけて、左とじにして提出してください。

宇都宮都市計画地区計画の変更 (宇都宮市決定)

都市計画みずほの緑の郷地区計画を次のように変更する。

	名称		称	みずほの緑の郷地区計画							
	位置		置	宇都宮市上桑島町,下桑島町及び西刑部町地内							
	面積		積		約 29	. 6 h a					
区域の整備・開発及び保全の方針		地区計	画の目標	宅団地である。地区内及 南地区,更に北関東自動 通の恵まれた地域である このような恵まれた交 環境とも調和のとれた良	当地区は、宇都宮市中心部より南東約5.5キロメートルに位置する民間開発によって整備された団地である。地区内及び周辺には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び宇都宮インターパーブ地区、更に北関東自動車道の宇都宮・上三川インターチェンジ、新4号国道があり、文教・商業値の恵まれた地域である。 このような恵まれた交通利便性、教育環境及び生活利便性を活かし、周辺の市街化調整区域の目録とも調和のとれた良好な居住環境を有する住宅地の形成を目指し、将来においても維持・保証があり、当地区計画を定めるものである。						
		の整備・ 保全に 針	(土地利用の方針) 一戸建ての住宅を主体とする良好で快適な居住環境を確保するとともに、必要な配置するため、地区を専用住宅地区、住宅地区 I、II 及び併用住宅地区に区分し、し、それぞれの地区の特性に応じた土地利用を図る。 また、ゆとりある住宅地を維持するため敷地の細分化を防止する。既存の緑地はもに、宅地内においても緑化に努める。								
		地区の	地 区 の 名称	専用住宅地区	住宅地区I	住宅地区Ⅱ	併用住宅地区				
		区分	地区の面積	約24.4ha	約1.3ha	約0.7ha	約3.2ha				
地 区 整 備 計 画	等に関す	建築物限	等の用途	次はない。 1 2 化博第項」ののガ年条一条簡単 をは、年条浄る他 ス法第最大のものである。 とは、年ののガースとのものである。 2 化博第項」をに対が、できるである。 2 化博第項」をに対が、できるである。 2 化博第項」をに対が、できるである。 2 1 世級にのい類スでは、 2 2 を発浄る他 ス法第最業を 3 業第1でののものである。 3 業第1でののものである。 3 業第2でののものである。 4 附基準第201年ののが 4 附基準第201年ののが 4 といるを 130条るを 130条る。)	次に掲げる建築物いて はない。 1 の住宅 2 幼法第の 1 が成立の住宅 2 がは 2 がは 3 項の 5 には 4 がは 5 には 5 での 5 での 5 での 5 での 5 での 5 での 5 での 5 での	外な と	次外のは一定では、 は関係をは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で				

		建築物の容積 の最高限度	事率	8/10	15/10	
		建築物の建る率の最高限度		5/10	5/10	
		建築物の敷地 積の最低限度		(た	200 ㎡ だし,地区計画公告時に上記以下であるものは適用しない。)	
地区整	建築物等に	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(地区外道路部分及び隅切り部分は修までの距離は1.5メートル以上、隣地境界線までの距離は,1メートル以上としなければならない行者専用道路境界線及び地区外道路に関する道路境界線については、隣地境界線とみなす。)また、建築物等の軒先(雨樋の部分を含む)は道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.5ル以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分を除く。 1 高さ3メートル以下の車庫(ただし、平屋建ての開放性のあるもので屋根を透光性のある。				
備	関する	建築物等の	最高の高さ	建築物等の地盤面からの最高の高さは、10メートル以下とし、かつ、地階を除く階数を2以下としなければならない。	建築物等の地盤面からの最高の高さは、10 メートル以下とし、かつ、地階を除く階数を3以下としなければならない。	
計画	事項	高さの限度	各部分の高さ	は法施行令第2条第 1 前面道路の反対側 面道路の反対側の境	さは、次に掲げるもの以下としなければならない。なお、高さの算定について 1項第6号ロの規定は適用しないものとする。 の境界線から水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前 界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの 境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加え	
		建築物等の形 又は意匠の制			根の色彩は,原色を避け良好な住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとす を配置する場合は,周辺との調和のとれたものとする。	
	ら水平距離が 1.0 メートル以内の さ 2.0 メートル以下の生垣にしな かき又はさくの 構造の制限 合は 2.0 メートル以下)とした透 し配置する塀で後退した部分に緑 門柱・門袖を設置する場合は,				意界線からの水平距離が 1.5 メートル以内の部分)及び隣地境界線(隣地かートル以内の部分)に面してかき又はさくを設置する場合は、原則として高の生垣にしなければならない。(地盤面からの高さ 0.6 メートル以下の部分をを 1.2 メートル以下(公共公益施設で居住環境の保護のためやむを得ない場下)とした透視可能なフェンス等又は道路境界線から 0.5 メートル以上後退した部分に緑化したものはこの限りでない。 する場合は、道路境界線から 0.5 メートル以下、0 メートル以内(両側で 6.0 メートル以内)とする。	

「地区計画区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

当地区において、周辺環境と調和した良好な居住環境を形成し、併せてその育成・保全を図るために、本案のとおり決定するものである。



地区計画について、ご意見ご相談がありましたら 下記までお問い合わせ下さい

宇都宮市都市整備部建築指導課

 ${\rm Tel}\ 0\ 2\ 8-6\ 3\ 2-2\ 5\ 7\ 6$

宇都宮市都市整備部都市計画課

Tel $0\ 2\ 8-6\ 3\ 2-2\ 5\ 6\ 5$

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

平成22年10月作成